

令和8年度静岡県政デジタル広報誌制作業務 仕様書

1 事業の目的

本県は、世界文化遺産・富士山をはじめとするさまざまな資源と人材に恵まれた魅力あふれる所である。地域の特性を生かしながら県全体の発展を図っていくことで、「オール静岡で幸福度日本一」の県づくりを進めていることをオピニオンリーダー等に効果的に情報発信する。またオピニオンリーダー自身の発信力を活用し、国内外の多くの人々を惹きつけるとともに、広く県政への理解と参画を促す。

2 委託業務の内容

(1) 静岡県政デジタル広報誌の制作

ア 取材、WEB 原稿作成 ※取材者への謝礼は受託者が負担

イ WEB ページレイアウト、デザイン作成

ウ オリジナル写真の撮影、写真確保(買い取り等)、グラフ、イラスト等の制作

エ WEB ページの公開作業

※公開先はしずおかメディアチャンネル内、「しずおかWELL-BE+」ページ
(<https://fmc.pref.shizuoka.jp/fujinokuni/>)

カ オリジナル写真やグラフ・イラスト等の整理、データ提出

キ 発行頻度等

- ・発行回数は年6回、発行月は6月下旬・8月下旬・10月下旬・12月下旬・2月・3月をとする
- ・発行本数は年間で県政12本以上とし、各回県政2本以上を目安とする

※年6回、県政 12 本以上は確保することを条件とし、各発行月および本数は柔軟に設定
できることとする

(2) 意見募集にかかる作業

・WEB や SNS 等の特徴を踏まえた、効果的かつアクセシビリティに配慮した方法により意見募集を行う

・読者の興味を引き、意見回答を促す手段を講じる

・プレゼントの選定購入、当選者への発送、発送完了の確認を行う

※県政デジタル広報誌 Vol.6 のプレゼント購入、当選者への発送、発送完了の確認も含む

(3) 電子版による発信

- ・WEB で閲覧する読者のため、様々なデバイス(スマートフォンやタブレット等)に対応すること
- ・オピニオンリーダーの閲覧を促すような手法を取り入れること

3 留意事項

(1) 業務遂行に際しての留意事項

ア 県と受託者は契約締結後速やかに業務遂行について協議するとともに、受託者は委託業

務遂行に関する日程表を提出する。

イ 受託者は、総括責任者等による原稿の校閲を行う。

ウ 編集会議1回、文字・デザイン校正随時、色校正1回とする。なお、色校正時に字句等の修正を行う場合もある。

エ 取材を行うにあたり、県は参考となる資料等を示し、受託者はそれをもって事前準備を進める。

(2) 著作物の帰属

ア 本契約における成果品及び本契約のため新たに撮影又は制作した写真・文書等のうち、成果品に掲載したもの(以下、これらを総称して「本著作物」という)の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は、県に帰属する。

イ 受託者は、県が本著作物を利用するに当たり、その利用態様に応じて著作物のサイズ、色調を変更したり、一部を切除することを予め承諾する。ただし、県は、これら改変であっても、本著作物の本質的部分を損なうことが明らかな改変をすることはできない。

ウ 県は、前項ただし書きの改変を行う場合は、事前に受託者の承諾を得なければならない。

エ 県は、本著作物を利用するに当たって、著作者の表示をすることを要しない。

オ 受託者は、県に対し、本著作物が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証する。

(3) 委託料の支払い

県は受託者に対して、1号発行に係る経費を、それぞれ業務完了確認後に支払う。

(4) 守秘義務

受託者は、この業務の遂行の過程で知り得た秘密を、県が公表するまで他に漏らしてはならない。

(5) その他

ア 上記に基づいて、契約を締結する。

イ 契約後、双方協議の上、仕様を変更することがある。

(様式第1号)

令和8年度静岡県政デジタル広報誌制作業務

企画提案参加資格確認申請書

令和 年 月 日

静岡県 広聴広報課長 様

所在地

名称

代表者

印

令和8年度静岡県政デジタル広報誌制作業務の企画提案に参加したいので、参加資格の確認を申請します。

(様式第2号)

令和 年 月 日

宣誓書

住 所

商号又は名称



氏 名

当法人は、以下の参加資格をすべて満たすことを宣誓します。

- 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の規定に該当しない者であること。
- 静岡県の一般業務に係る競争入札参加資格において、広告代理業務について競争入札参加資格を有する者又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者であること。もしくは、類似業務の履行実績を有し、かつ最近1か年において、都道府県税(法人事業者は法人事業税及び法人都道府県民税、個人事業者は個人事業税)並びに消費税及び地方消費税を完納していること。
- 静岡県内に本社又は営業所等の拠点を有する者であること。
- 公告の日から契約の日までの間に、静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止を受けている日が含まれないこと。
- 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- 静岡県暴力団排除条例第6条第1項の規定により、次の(1)から(7)に該当しないこと。
 - (1)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号。以下「法」という。)第2条第2号に該当する団体(以下「暴力団」という。)
 - (2)個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。 以下同じ。)である者
 - (3)法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者
 - (4)自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - (5)暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - (6)暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7)相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者